

株式会社〇〇 △△店 消防計画

※作成した消防計画は事業所で保管し、
防火管理業務に活用してください。

令和〇 年 〇月 〇日作成

1 目的及び適用範囲

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

会社名やテナント名を記入

管理権原の及ぶ範囲は、株式会社〇〇 △△店が占有する部分とし、この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者とする。

2 管理権原者の責務

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- (3) 統括防火・防災管理者が作成する全体についての消防計画と適合した内容とする。この計画に定めのない事項については、全体についての消防計画によるものとする。

3 火災予防のための点検・検査

- (1) 自主的に行う検査

検査を行う人を記入

各種自主検査は、検査実施者 〇〇 〇〇 により行う。

検査内容	検査実施者 (検査を行う人を記入)	実施内容	頻度 (いつやるかを記入)
出火防止の確認	防火管理者	別表1の「自主検査チェック表」による	毎日終業時
避難安全等の確認	防火管理者		毎日終業時

- (2) 法定点検

各種法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

種別	各種別に示す法定点検義務の「該当」又は「非該当」に○	実施時期	実施主体を選んで○
防火対象物点検報告	【 <u>該当</u> 】・【非該当】	6月	<input type="radio"/> 建物合同で実施 <input type="radio"/> テナント独自で実施
防災管理点検報告	【 <u>該当</u> 】・【非該当】	6月	<input type="radio"/> 建物合同で実施 <input type="radio"/> テナント独自で実施
消防用設備等点検報告	≪設置されている設備を選んで○≫ 消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・ <u>自動火災報知設備</u> 放送設備・避難器具・誘導灯・ <u>その他</u> ()	4月	<input type="radio"/> 建物所有者が実施 <input type="radio"/> テナント独自で実施 <input type="radio"/> 一部テナントで実施 (設備: 消火器)
		10月	<input type="radio"/> 建物所有者が実施 <input type="radio"/> テナント独自で実施 <input type="radio"/> 一部テナントで実施 (設備: 消火器)

4 従業員が守るべき事項

- (1) 階段、避難通路、避難口付近に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- (2) 防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。
- (4) 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。
- (5) 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
- (6) 放火防止対策としてテナント内外の整理整頓を行い、物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

5 工事中の安全対策

防火・防災管理者は、模様替えや間仕切り変更などの工事を行う際は、必要に応じて建物所有者等に報告し、工事人に対し火気管理等の安全対策を徹底させる。

また、消防用設備等の機能を一時的に停止する場合などは、工事中の消防計画を届出る。

6 定員の管理

消防法令の収容人員の算定を目安とし、混雑の程度に応じ適正に管理する。

7 防火教育の実施時期等

防火教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、消防計画の内容や、火災予防に関する知識等について教育を実施する。

8 自衛消防活動

管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊を、別表2のとおり編成し、任務を分担する。

9 訓練

- (1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。なお、建物全体で実施する訓練に積極的に参加する。

訓練種別（該当の種別に○）	実施時期	備考（実施方法・内容）
総合訓練・部分訓練・その他	4月	建物合同で実施
総合訓練・部分訓練・その他	10月	テナント独自で実施 消火・避難訓練を実施

特定用途のテナントは年2回以上になるよう記入

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。
- (3) 防火管理者は、自衛消防訓練をするときは、あらかじめ自衛消防訓練通知書等により所轄消防署へ連絡する。
- (4) 「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるため、訓練を行った日から3年間保管する。

10 震災対策

管理権原者等は、震災に備えて、次の項目について計画を行う。

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 建築物の安全を確認し、家具やじゅう器を固定する。
- イ 危険物等の容器が転倒・落下して流出しないようにする。
- ウ 火を使用する設備等の安全を確認し、付近には可燃物を置かない。
- エ 初期消火のために消火器を準備する。
- オ 避難経路を確保し、定期的に確認する。
- カ 従業員・家族の安否確認方法を周知し、連絡手段を確保させる。

- キ 地震を想定した防災訓練や防災教育を定期的に行う。
- ク 一斉帰宅の抑制を周知するなど帰宅困難者対策を実施する。

(2) 震災時の活動計画

- ア 地震が発生したときの任務分担を確認する。
- イ 被害状況を把握し、施設内の待機や安全な帰宅について確認する。
- ウ 救出・救護活動について確認する。
- エ 避難場所及び避難方法を確認する。
- オ 従業員は、家族等の安否を確認し、管理権原者等に報告する。

(3) 施設再開までの復旧計画

- ア ライフラインが途絶した場合の対策を確認する。
- イ ライフライン復旧時の二次災害の発生防止のための措置を行う。
- ウ 被害状況の把握方法等について確認する。
- エ 復旧作業等の実施方法について確認する。

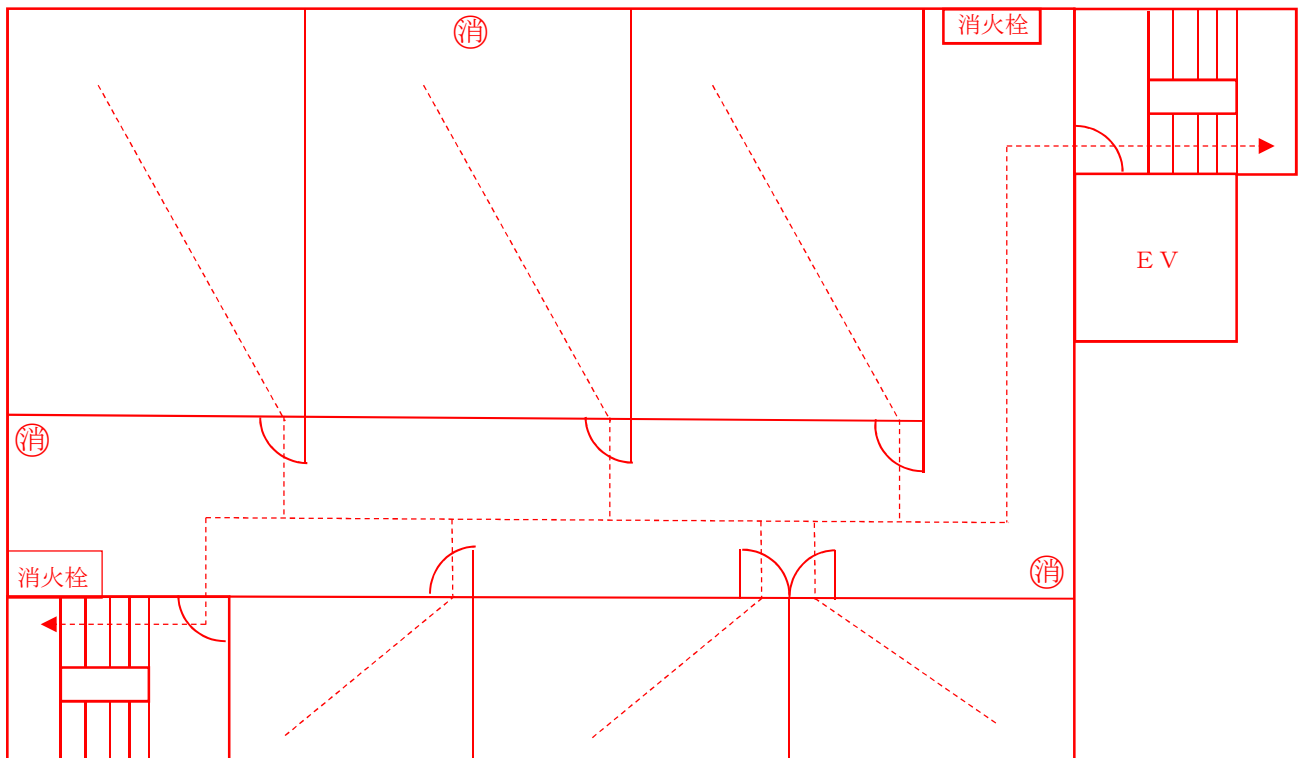
11 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク・防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、自衛消防隊による活動を原則とする。
- (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、テナント内に確実に伝える。
- (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまる。

12 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先（休日、夜間等の連絡先） 〇〇 〇〇：TEL □□ (△△△△) ××××

13 避難経路図及び消防用設備等の位置 下図のとおり 別紙のとおり



ここに手書きするか、次ページに平面図等を添付してください。

別表 1

自主検査チェック表

〇月

検査実施者		店長 ○○ ○○ → 役職名のみも可 <small>例) 最終退出者</small>			担当区域	株式会社○○ △△店 <small>例) ○○ (店舗名等)</small>	
日	検査項目						
	火の元	電気・コンセント	喫煙管理	放火防止	避難障害	閉鎖障害	操作障害
	ガスコンロ <small>例) ガス器具の異常 終業時の火気の確認</small>	電気 <small>例) 電気器具の配線 劣化・損傷</small>	吸殻の処理 <small>例) 吸殻の処理</small>	施錠 <small>例) 倉庫等の施錠 可燃物の放置等</small>	階段 <small>例) 廊下・避難通路 階段等</small>	防火戸 <small>例) 防火戸・防火シャ ッター</small>	消火器 <small>例) 消火器・自動火災 報知設備</small>
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

退勤前の火の元点検等
該当するものを記入

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防火・防災管理者
確認

管理権原者 **代表取締役** ○○ ○○ → **社長、代表者等を記入**

株式会社○○ △△店
自衛消防隊編成表


自衛消防隊長 (代行者)
 株式会社○○ △△店 店長 _____ 副店長 _____

① 自衛消防隊長は、管理権原者からの指示を受け自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。
 ② 災害発生時、自衛消防活動がスムーズに行われるよう、各担当に対して的確に指示をする。
 ③ 各担当からの報告をもとに活動状況を適切に把握し、情報の集約に努める。
 ④ 消防隊到着後は、活動状況の情報提供を行うなど、消防隊と連携を図る。
 ⑤ 自衛消防隊長の不在時に備え、あらかじめ代行者を定める。

(令和○年 ○月 ○日作成)

- ★マークは各担当の長を示す
- 個人名ではなく職名（店長、○○担当など）の記載でもよい。
- テナントの従業員数が少ない場合は、支障のない範囲で各担当の役割を兼務する。

自衛消防隊の動きを
動画で確認する



(ネットで自衛消防訓練)

通報連絡担当

_____ 店長 _____ ★

① 火災が発生したら、直ちに119番通報する。同時に、防災センターや警備室等へ連絡する。
 ② 発信機を押し、火災発生を周囲（他階など含む。）に知らせる。
 ③ すでに消火された火災を発見した場合も、119番又は管轄消防署へ通報する。
 ④ 管理権原者、防火管理者へ速やかに連絡する。

初期消火担当

_____ 副店長 _____ ★

① 自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
 ② 消火器や屋内消火栓など適切な消防用設備等を用いて消火活動を行う。

避難誘導担当

_____ 社員A _____ ★

① 避難経路図に基づいて避難誘導する。
 ② 拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。
 ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
 ④ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

安全防護担当

_____ 店員B _____ ★

① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

応急救護担当

_____ 社員B _____ ★

① 負傷者の応急手当を行い、救急隊到着後、搬出に協力する。
 ② 負傷者の氏名や電話番号、搬送病院、負傷箇所等必要事項を記録する。
 ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。

テナント用消防計画

作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

テナント用消防計画の作成例は、作成基準に基づき、テナントとして入居する小規模な事業所を対象に作成されている。

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の各項目は、作成例の「解説（作成時の留意事項）」を参照して作成する。
- (2) 作成例は、該当する用途の一般的な形態を想定した、基本的な消防計画の作成例である。そのため、一律に書き表せない部分があるので、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備等の設置状況等の実態とその特異性を加味し、本作成例を一つの目安として作成する。別表等も作成例を参考として、事業所個々の実態に合うように作成する。なお、加筆する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加える。
- (3) 作成例に示す別表のほか、東京消防庁ホームページに掲載されているオプション資料の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込む。
- (4) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（※）を運用している場合は、必要事項を余白等へ書き加える。

※参考 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策

垂直避難が困難な歩行困難者等のために、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、一時的に留ることができる一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターを設置した防火対象物における避難安全対策のこと。指導する防火対象物は、建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物のうち次のものとする。

(1) 一時避難エリアの設置の指導対象

建基令第122条に規定する特別避難階段の設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が利用するもの

(2) 避難誘導用エレベーターの設置の指導対象

建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターの設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握が可能なもの

3 防火管理者の業務とは

防火・防災管理者が行う防火・防災管理業務とは大きくは以下の項目である。

(1) 点検・監督業務

ア 火災予防又は地震による被害軽減のための建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の自主点検・検査の実施並びに監督の業務

イ 点検・検査において不備欠陥箇所のある場合の改修を図る業務

ウ 防火担当責任者や火元責任者など防火・防災管理業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する等の指導及び監督の業務

エ 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務

(2) 教育・訓練業務

ア 防火・防災管理者がリーダーとなって、従業員に対する防火・防災教育を実施する業務

イ 訓練計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施し、中心となってその結果を検討する業務

ウ 地震による被害を想定し、その被害想定を踏まえた避難の訓練の実施及び検証、消防計画の見直し等の訓練結果を反映する業務

エ 放火防止対策を定め、その推進を図る業務

(3) 管理業務

ア 一時的に多数の者が出入りした場合等、災害時に混乱等を招かないために収容人員を適正に管理する業務

イ 適正な時期に消防機関へ各種届出や連絡等を実施する業務

ウ 各種点検に併せて、家具、じゅう器等の転倒、落下、移動の防止措置を行う業務

(4) 点検立会業務

ア 法定点検、検査等への立会い又は自ら立会いできない場合の立会いの指示をする業務

イ 工事中の安全対策を樹立し、出火防止の徹底を図るとともに、溶接・溶断などの火気が使用され、火災危険の高い改装、模様替え等の工事場所で立ち会い、確認する業務

(5) 管理権原者への提案・報告業務

管理権原者に対して、従業員に配布する防災パンフレットの作成などの企画について提案を行う不備欠陥箇所や自主検査チェック表の結果などについての報告する業務

(6) その他防火・防災管理上必要な業務

ア 事業所の用途を変更するとき、消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告し、また、統括防火管理者から指示命令された事項についてもその都度報告をするなど、全体についての消防計画で定められている統括防火管理者への報告業務

イ 防災センターを中心とした自衛消防活動体制の確立を行う業務

ウ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策のうち避難誘導用エレベーターを運用する場合は、歩行困難者等（運動能力の低下、認知症の影響等により、火災時の避難行動等が困難となることが懸念される者のほか、これらの者と同様に避難困難性等が懸念される視覚障がい者、車椅子使用者、松葉づえ使用者等をいう。）が主に使用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握する業務（該当する場合は追加して定める。）

※ 一時避難エリアのみを設置する場合にあっても、努めて歩行困難者等に係る上記情報を事前に把握しておくことが望ましい。

○解説（作成時の留意事項）○

1 目的及び適用範囲等

ポイント

管理権原者及び防火管理者のほか、当該事業所に勤務する者が、この消防計画を守ることを定めておく必要がある。

(1) 消防計画を適用する者を明確にして、管理権原者及び防火管理者のほか、事業所内に勤務する者に適用するように定める。

(2) 防災管理が該当する場合は、防災管理者が定めるべき防災管理についての必要な事項を、この計画に明記する必要がある。

(3) 管理権原の及ぶ業務の範囲及び場所的範囲（エリア）を明確にし、該当する業務については、この計画上で漏れのないように定める。

(4) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があり、次の内容を参考にして記入する。

・ ○○階の○○株式会社

・ ○階、○○店の部分

(5) 管理権原者は、防火管理業務において、防火管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないため、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要であり、一部委託する場合は防火・防災管理業務の一部委託状況表を作成し、添付する。

(6) 受託者が防火管理業務の実施部門に位置され、自社従業員が実施する防火管理業務と混在することから、管理権原者は受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を

明確にするため、防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）を活用して確認し、添付する。

- (7) 統括防火管理に該当する場合の事業所の消防計画は、全体についての消防計画との整合性を図る。

2 管理権原者の責務

ポイント

管理権原者が防火管理についての全ての責任を持つことについて定める。

- (1) 防火・防災管理業務は、管理権原者が防火・防災管理者を選任して行わせるものであるが、最終的な防火・防災管理責任は、管理権原者にあることを明確にしておくことが必要である。
- (2) 法第8条の2の4に基づき、各事業所の管理権原者は、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設に避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸、防火シャッターその他の防火施設に、閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理する義務を有するので、その旨を明確にしておく。
- (3) 管理権原者は、防火・防災管理者に自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修する。
- (4) 管理権原者は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する責任を負うものとする。
防火管理業務の一部を第三者に委託している場合にあつては、当該受託者が管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定める。
- (5) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画と、この消防計画は適合する内容とし、自衛消防訓練の実施、避難施設の維持管理等について整合性を図る。
- (6) 管理権原者は、防火・防災管理業務上必要とされる各種法定資格について、不備の生じることのないよう管理する。

3 火災予防のための点検・検査

ポイント

出火防止・避難安全等の確認項目並びに消防用設備等、防火設備、火気設備・器具などの法定点検及び自主的な点検・検査の項目を定める。

なお、共用部分の点検、検査等は全体についての消防計画に定められている責任区分により実施することとなる。

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者等が行う日常の任務について分担し、部屋の出入口等に防火担当責任者、火元責任者の氏名を掲示するなどして確実に行わせる必要がある。
- (2) 終業時等を捉え、ガス関係、電気関係等の項目について点検するものである。別表1の項目等を定めて記入し、この表を活用して実施する必要がある。
- (3) 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害等について、1日2回以上など、実施する頻度を決め、別表1に点検場所等を記入し、この表を活用して点検する必要がある。
- (4) 防火対象物点検が該当する場合は、点検の実施から点検結果報告書の届出までに一定の期間を要することを考慮して、計画的に行う。
- (5) 消火器、誘導灯等、テナント（事業所）の責任で法定点検・報告を行わなければならない場合があるため、注意する必要がある。
- (6) 消防用設備等の維持管理を全て建物所有者が主体となり実施しているときは、消防用設備等の法定点検は建物所有者側の責任で実施する旨を3、(2)の実施主体欄に記入する。
- (7) 防火管理者が立会いできない場合は立会者を指定し、立ち合う場合と同様に不備事項を確認する。
- (8) 防火・防災管理者は、自主検査・点検及び法定点検の結果をその都度確認し、記録を管理する。

4 従業員が守るべき事項

ポイント

火災予防のために従業員が守らなければならないことについて定め、周知させる必要がある。

(1) 避難施設等の維持管理

ア 避難口、廊下、階段、通路などの避難施設には、避難の障害となる物件（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かない。置かれていることを発見した場合は除去する。

イ 防火戸・防火シャッターとは、階段等への出入口に設けられる扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしており、これらの作動の障害となる物件（ダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等）を置かないようにする。

ウ 各用途等に応じて、次の例示を参考にして追加する。

・担当階の非常口等の管理状況について常に確認する。(飲食店等)

(2) 火気管理等

ア 喫煙は、喫煙指定場所において行うように定めておく。

イ 火気設備・器具の使用前後に異常の有無を確認するとともに、周囲には可燃物を置かない。

ウ 厨房機器やその周囲は、調理作業で油脂が発生するため、絶えず油で汚れている。汚れたままにすると油かすに火が着いて火災になることがあるので、毎日点検・清掃を行う必要がある。

エ 油脂が発生する火気設備の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために防火ダンパーや自動消火装置等の火災伝送防止装置が設置されているが、付着した油かす等により正常に作動しない火災事例が発生している。

厨房設備に付属する天蓋、排気ダクト、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置の標準的なメンテナンス方法や清掃時期の判断要領については次の資料を参考にするとよい。

・ JADCAスタンダード2018版厨房版（一般社団法人日本空調システムクリーニング協会（JADCA）発行）

オ 火気の使用は指定場所のみとする。臨時的に火気を使用する可能性がある場合は、防火・防災管理者へ報告すること等を定めておくことよい。

カ ガス機器から使用放置により多くの火災が発生しているため、その場を離れてはならない。

キ 業務終了後には使用した灰皿の整理を行うとともに、吸殻は水につけて完全に火を消して処理し、業務終了後の出火を防止する。

ク その他、各用途に応じて次の例示を参考にして追加する。

・吸殻の回収は一定時間ごとに行い、他のゴミと分別して処理をする。(飲食店等)

・ストーブ等の暖房器具の周囲には、保護柵を設けて、使用する。(幼稚園等)

・モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池は、取扱い上の注意事項に留意して使用するほか、廃棄する場合は他のゴミと適正に分別する。(リチウムイオン電池を使用する事業所)

(3) 放火防止対策

ア 過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、死角となる部分からの出火が多いため、このような場所を重点とした放火防止対策をとる必要がある。

イ その他、各用途に応じて次の例示を参考にして追加する。

・児童の手の届くところにマッチ、ライター等を置かない。(幼稚園等)

・裏口から出入りする者のチェックを行う。(百貨店、病院等)

・巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

5 工事中の安全対策

(1) 消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全をチェックすることを目的とした防火安全確認業務を行う必要がある。

- (2) 工事の際は、工事の規模にかかわらず事前に防火安全対策を樹立し、管理権原者等は消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすものの工事を行う場合に、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
- (3) 工事人に対して、溶接・溶断等の際の出火防止対策や消火器等の準備、指定された場所以外での喫煙や裸火の使用等の禁止、危険物等の使用の際の承認の申出、放火防止対策等、防火管理に必要な事項について遵守させる。
- (4) 工事中の火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行う。
- (5) 防火・防災管理者は、工事人等に対する火気管理等の指導を行うとともに、工事・催物等の計画内容や現場の確認を行い、法令適合や火気管理等の防火上の確認を行うとともに、必要な届出を行う（工事中の消防計画以外に工事に伴う届出として、条例第 56 条に基づく防火対象物工事等計画届出、条例第 56 条の 2 に基づく防火対象物使用開始届等がある）。

6 収容人員の管理

- ア 不特定多数の者を収容する用途では、事前に人員管理方法について、従業員その他防火管理業務に従事する者に対して周知しておかなければならない。
- イ 劇場等の定員は、条例第 53 条に定められており、劇場等の関係者は収容人員の適正化に努めなければならない。
- ウ その他、各用途に応じて次の例示を参考にして追加する。

- ・ 入院時等のチェックを励行し、患者数又は入所者数を棟ごとに常時把握する。(病院等)
- ・ 入院患者の外出・外泊が行われる場合は、外出許可書等により確認する。(病院等)
- ・ 通園する児童の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入し、常時把握する。(幼稚園等)
- ・ 集会会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と、必要に応じた入室の制限を行う。(事務所等)

7 防火教育の実施時期等

ポイント

防火管理業務に従事する者に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底し、全従業員に対しては適時適切な防火・防災教育を実施する必要がある。

- (1) 防火・防災教育は、防火管理者自ら又は教育実施対象者に関わりの深い責任者を指定して行う。
- (2) 防火対象物点検が該当する場合は、教育の状況を記録し、保存する必要がある。
- (3) 実施の際は項目ごとに指導し、次のような確認表を活用して効果を確認することも必要である。

防火・防災教育効果確認表（例）

確認日	年 月 日 ～ 年 月 日
実施者	職 氏名
対象者	氏名
確 認 事 項	
1	あなたの持ち場近くの消火器（2箇所）を覚えていますか。
2	消火器を使えますか。
3	火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。
4	緊急時に使われる暗号放送の意味を覚えていますか。
5	自衛消防隊員としてあなたの任務を覚えていますか。
6	非常口の位置と階段の名称を覚えていますか。
7	喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。
8	火気設備・器具を使用の際に守るべきことを覚えていますか。
9	避難器具の設置位置を覚えていますか。
10	屋内消火栓設備を使えますか。
11	防火戸について注意すべきことを覚えていますか。
12	物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。
確認結果	／12点

- (3) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、歩行困難者等の避難誘導に関する事項について教育を行う。
- (4) 効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の防火・防災教育で重点的に行う必要がある。

8 自衛消防活動

ポイント

自衛消防隊を編成し、災害発生時の行動要領等の対策を立て、万一の場合に適切な措置がとれるようにしておく必要がある。

(1) 事業所自衛消防隊の編成

- ア 別表2を活用して作成した編成表等を添付する。
- イ 自衛消防隊長は、当該防火対象物に勤務する防火管理者、又は当該防火対象物に勤務する当該事業所における管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を記入する。
- ウ 事業所の営業時間又は就業時間中等において、事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該事業所に勤務する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。その場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
- エ 火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに活動を行うことができるように、自衛消防隊の編成表や「消防計画概要」を見やすいところに掲示するなどして、日頃から各自衛消防隊員に周知しておく。

(2) 事業所自衛消防隊の活動範囲

事業所自衛消防隊の活動範囲は、自己の管理範囲内が原則であるが、防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合など、自己の管理範囲外でも活動する場合がある。

(3) 事業所自衛消防隊長等の権限

- ア 事業所自衛消防隊長は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- イ 事業所自衛消防隊長は、管理権原者の指示を受け、事業所自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括し、消防隊への情報提供を行う等、消防隊と連携を図らなければならない。
- ウ 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、事業所自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。この権限に基づき、事業所自衛消防隊長の代行者は、事業所自衛消防

隊長が不在となる場合、あらかじめ定められた代行の優先順位に従って任務を代行する。

9 訓練

ポイント

訓練は、火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間に、各事業所が消火設備、避難設備等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置をとれるようにするものである。

(1) 訓練の実施時期等

ア 実施時期欄には各訓練を実施する月を、備考欄には各訓練について補足する事項があれば記入する。なお、特定用途の防火対象物では、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年2回以上実施することが省令第3条で義務付けられている。

イ 防災管理義務対象物では、年1回以上の避難訓練を実施することが義務付けられている。

(2) 訓練時の安全対策

ア 訓練指導者は、自衛消防隊長、自衛消防副隊長又は地区隊長など実際に自衛消防隊員を指揮、統括できる者を指定し、訓練時の安全対策を図る必要がある。

イ 訓練実施前には、事前に使用資器材等の点検を行い、訓練に支障がないようにする。

ウ 訓練指導者は、訓練の内容ばかりでなく、訓練に参加する者の体調も把握し、効果的な訓練が行えるようにする。

エ 訓練実施中において、使用資器材等に異常が認められた時は、すぐに訓練を中止するなど安全管理の徹底を図る必要がある。

オ 訓練指導者以外にも、安全を管理する者や補助者を指定し、万全な体制で訓練を実施する必要がある。

カ 訓練終了後資器材を収納する場合は、自衛消防隊員等の気が緩みがちになることがないように、訓練指導者が指示命令する。

(3) 訓練の実施結果

ア 防火・防災管理者は、消防計画による自衛消防訓練を実施したときは、条例第55条の4に基づき「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、その内容をチェックし検討して、次回の訓練に反映できるようにする必要がある。

イ 自衛消防訓練実施結果記録書は、同条により、訓練を行った日から3年間、保存しなければならない。

ポイント

地震その他の災害等による被害を最小限に食い止めるために、災害等に備えた予防対策や災害等が発生したときの活動対策を具体的に定めておく必要がある。

(1) 震災に備えての事前計画

ア 任務分担

事業所の規模により点検整備は、点検箇所、点検項目が多く、一人で全てを行うことは困難である。そのため、職場で働く人の中から別表3で定める日常の火災予防の任務分担に応じて組織的に点検を行う。

イ 点検・検査

- ・ 火気設備・器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況などを点検し、不備事項を改善しておく。具体的には、自動消火設備が正常に機能するか、燃料容器が転倒防止措置されているかなどを確認する。
- ・ 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除くことが必要である。
- ・ 家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表に従い、家具・じゅう等を固定する。
- ・ 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。

ウ 消火器等の準備と適正管理

地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているか確認しておく。

エ 資器材・非常用物品の準備と点検整備

消防隊が到着する前に初期消火や救助・救護を効果的に行うため、必要な資器材を準備しておく。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業用資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

オ 危険実態の把握

ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 東京都防災ページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
首都直下地震による東京の被害想定を掲載
- ・ 東京都都市整備局 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>
あなたのまちな地域の危険度等を掲載
- ・ 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

東京消防庁電子図書館に地域別出火危険度等を掲載

- ・ その他、区市町村によっては、避難場所等を掲載した防災マップを作成、配布している。

カ 安全避難の確保と点検

- (ア) 火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、平素から避難場所を確認し、避難方法等を定めておく。
- (イ) 区部の避難場所等は、東京都震災対策条例に基づき、東京都が指定している。

なお、多摩地域では、市町村が各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

キ 周辺地域との連携・応援協定に基づく訓練

- (ア) 自らの事業所の自衛消防隊が隣接事業所や防災市民組織、住民等と連携し、消火作業や救出、救護活動を行い、被害を最小限に抑える。
- (イ) 事前に協定を取り決めておき、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。
- (ウ) 応援協定等を締結している場合は名称、締結日を記入する。

ク 従業員への教育・訓練

- (ア) 新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会を捉えて訓練を定期的実施する。
- (イ) 訓練は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにする。

ケ 従業員との連絡手段の確保・従業員の安否確認・家族との安否確認手段の確保

- (ア) 管理権原者は、震災時における従業員及びその他防火管理業務に従事する者との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員及びその他防火管理業務に従事する者へ周知する必要がある。
- (イ) 震災時には、大幅に通話規制が行われるため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなることから、従業員、家族等との安否確認については、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル（171）、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の複数の確認手段をあらかじめ定めておく。

コ 従業員等の一斉帰宅の抑制

- (ア) 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。
- (イ) 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に置くようにする。

(ウ) 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない。）。

サ 帰宅困難者対策

(ア) 地震発生直後は、帰宅困難者による混乱を防止するため、公共交通機関の運行状況や災害の情報を積極的に収集し、館内放送や拡声器等を用いて、従業員等に伝達する。

(イ) 駅周辺の事業所においては、駅前滞留者協議会等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導するなど利用者保護を図る。

(ウ) P D C Aサイクルの実施

定期的な訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的なものとなるよう見直しを図る。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の任務分担

大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行う。

震災時の自衛消防活動の体制は、事業所の用途等に応じて、任務の種類や担当者の数などを考慮し、編成する必要がある。例えば、多数の客がいる事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要である。

イ 緊急地震速報の活用

緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものである。

緊急地震速報を受信した場合は、次のような緊急措置を実施する。

対 策		ポ イ ン ト	
施設内待機場所の指定		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に従業員等がとどまれるように耐震診断・耐震改修を行う。 ○ 天井落下や設備の損壊などを考慮し、努めて複数箇所を指定する。 ○ 定員は、床面積約3.3㎡当たり2人を目安とする。 	
備蓄品の確保		<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後3日間は、救助・救出活動が優先されることから、おおむね3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、毛布等を備蓄する。 ○ 共助の観点から、努めて従業員等以外の帰宅困難者用に従業員分の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。 ○ エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。 	
要配慮者	高齢者	長距離の移動及び階段による移動を介助するための備品を準備する。	医薬品、防寒用物品、熱中症対策物品等を準備する。
	障がい者		医薬品、筆談用品等の情報提供用物品等を準備する。
	妊婦		ベッドやマット等を準備する。緊急出産時の対応を検討しておく。
	乳幼児	ミルク、乳幼児用の食品、紙おむつ、清拭用のウエットティッシュ、個室確保用の間仕切壁を準備する。	
	外国人	被害の状況、最寄りの避難場所、大使館の位置情報等を提供できるように、あらかじめ外国語による案内、ユニバーサルデザイン等を作成しておく。	
	小中学生	保護者との安否確認を補助等する担当者を定めておく。	
時差退社計画	第1優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内事情がある者 ○ 勤務地直近(おおむね10km以内)の居住者(徒歩帰宅が可能な者) 	
	第2優先	○ 勤務地からおおむね20km圏内居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者)	
	第3優先	○ 勤務地からおおむね20km以上離れた場所の居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者)	

- ・ 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れ頭を保護する。
- ・ 慌てて外に飛び出さずに安全スペースを探す。

- ・ 火気使用設備器具等を使用している場合は、揺れがおさまってから消火する。

ウ 出火防止対策

地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次災害を防ぐために素早く火の始末を行う。

エ 危険物等に対する緊急措置

危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておく。

オ 初期消火

初期消火班は消火器、屋内消火栓を使用し初期消火活動を行い、被害の拡大を防止する。

カ 初期救助・救護

大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案が発生することが予想されるが、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから、救出や救護については自己の事業所で行えるように、事前の教育、訓練が必要となる。

キ 被害状況の確認

- (ア) 各事業所は、オプション資料の施設の安全点検のためのチェックリストを活用し、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（防火対象物自衛消防隊長等）に報告する。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を防火対象物で設置する災害対策本部等で集約し、活動に反映させる。
- (イ) 建物全体の管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検する。
- (ウ) 情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡者を定め、情報の整理確認を行う。

ク 施設内待機の判断及び指示

管理権原者は、オプション資料の施設の安全点検のためのチェックリストによる確認結果を踏まえ、地震後に施設内に待機することが可能か判断し、施設内待機について従業員等に指示する必要がある。

ケ 必要な情報の把握と指示

自衛消防隊長は、把握した情報を自衛消防隊員に周知し、活動に活用することが必要である。

コ 避難場所等への誘導

- (ア) 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所等へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集することが可能である。

【一時滞在施設とは】

大規模災害の発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会報告書より）

- (イ) 地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所等に速やかに避難する。火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておく。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その広さは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね 10 ヘクタール以上が必要とされている。

- ・ 避難場所の指定（確認）

東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/index.htm>

サ 周辺地域と連携した活動の実施

大規模な地震時は、次のような同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがある。そのため、事業所においては、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施する。

- ・ 火災及び死傷事故の多発
- ・ 電話等通信施設のまひによる火災等の発見、通報の遅れ
- ・ 家屋、塀などの倒壊、交通信号のまひによる道路の交通障害
- ・ 道路の亀裂による消火栓等の消防水利の使用障害
- ・ 災害の同時多発による消防部隊の活動上の制約

シ 従業員の安否確認・家族等の安否確認

- (ア) 管理権原者は、事前に定めた安否確認手段を用いて、迅速かつ効率的に従業員の安否確認を実施するとともに、従業員に対し、家族等の安否確認を行わせる。
- (イ) 複数の拠点を抱える事業所にあつては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにする。

ス 従業員の帰宅

従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループごとに帰宅させる。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

- ・ 帰宅ルート周辺の災害(火災、浸水、道路の閉鎖等)の収束
- ・ 行政機関からの支援(代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等)の開始
- ・ 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

セ その他必要な措置

東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を活用し、津波、液状化、崖崩れ、堤防の損壊等の危険性を把握し、必要な活動内容を定めておく。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、代替資源等として次のようなものを確保しておく必要がある。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等
上	下	水道
受	水	槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等
電	話	無線機、パソコン、専用回線、公衆電話、船舶及び車載無線機等

イ 火気・電気に起因する二次災害の発生防止・危険物に起因する二次災害の発生防止

電気、ガス等の供給再開時に発生する火災を防止するため、使用再開前に設備、器具に不備がないことを確認する。項目は、次のとおりとする。

- ・ 火気設備・器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- ・ 火気設備・器具及び電気器具等の使用可否の状況
- ・ 電気配線及びガス配管の破損状況、接続状況
- ・ 危険物の漏えい、危険物貯蔵タンク等の傾斜、破損状況

ウ 被害状況の把握

二次災害の発生を防止するため、建築物や建築物内に設置されている付属設備の被害状況、消防用設備等の損壊状況の点検を確実にを行う。危険がある場合は、立入禁止措置を行う。

エ 復旧作業等の実施

- (ア) 平常時とは異なり、地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が生じていることがあるため、損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要がある。
- (イ) 作業者に対して、安全な作業方法や出火防止等の教育を行う。
- (ウ) 復旧作業により生じる避難経路の変更等、通常と異なる点について、従業員等に周知する。

1.1 その他の災害対策について

ポイント

大規模テロ、大雨・強風、受傷事故等、火災以外の各種災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

(1) 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

【大規模テロ等とは】

- ・ 突発的なテロ
- ・ 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態に係る警報の発令
- ・ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

ア 事前の備え

在館者の身の安全の確保と確実な避難のため、大規模テロ等に伴う災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

- (ア) 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。
- (イ) 事業所の判断で活動するのではなく、建物内の安全な場所に留まり、行政機関からの指示に従うことが重要である。

(2) 大雨・強風等に係る自衛消防対策

ア 事前の備え

- (ア) 大雨・強風等に係る災害について、あらかじめ自衛消防対策を定めておく必要があり、事前の対策として、日常の定期点検、正確な情報の収集手段の確保、資器材等の定期点検等が必要である。

(イ) ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省 川の防災情報のホームページ <https://www.river.go.jp>
- ・ 東京都建設局のホームページ（電子データのダウンロード可能）
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu03.html
- ・ 東京都下水道局のホームページ
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/a3/inundation/index.html>
- ・ 東京都水防災総合情報システムのホームページ
<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>
- ・ 関連区市町村で閲覧
- ・ 流域内の各建設事務所にて閲覧
- ・ 東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて閲覧（都内在住・在勤に限り、貸出可能）

イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

- (ア) 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。
 - (イ) 大雨・強風の場合は、被害が発生してから活動を開始しては遅すぎることがあるため、いち早く被害を把握できるように、定期的に巡回を行うことが重要である。
 - (ウ) 局地的な豪雨の場合、地下室に大量の雨水が侵入する危険があることから、浸水危険のある場合の対応について定めておく必要がある。
- (3) 受傷事故等の自衛消防対策
- ア 事前の備え
災害には至らない、受傷者、急病人の発生の場合でも、自衛消防隊の応急救護班が活動することが有効であるため、事前の備えとして救命講習の受講促進や応急救護資器材の定期的な点検について定める。
 - イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動
火災時の自衛消防隊の編成を基本とし、受傷事故発生時の自衛消防隊の編成及び任務について定めるとともにその活動について定める。
- (4) その他の自衛消防対策
- ア ガス漏えい事故防止対策
地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物は、ガス漏えい時の対策を必ず定める。それ以外の対象物でも、通常の火災時の活動と異なるので、別に定めておく。
 - イ 停電発生時の出火防止対策
停電発生時に伴う対応として、非常電源の機能確保やエレベーター等の閉じ込め防止等の事前の備え及び停電復旧時に備えた出火防止措置等の対応策を定めておく。

1 2 その他防火管理上必要な事項

ポイント

営業時間外等に火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は直ちに駆け付けるものとし、緊急連絡先には、防火管理者又は連絡がとれるもので適切な処置ができるもの等の氏名、電話番号を記入する。

1 3 避難経路図及び消防用設備等の位置

ポイント

簡単な平面図とし、避難の経路を矢印で示すとともに、消防用設備等の設置場所等も明記し、従業員に周知する。

参考 その他防火管理上必要な事項

- (1) 火気の使用制限
- ア 事業所の規模、業態及び利用者の形態などにより出火危険要因が異なる。この危険要因を事前に把握し、火元責任者等を組織して実態に応じた火気設備・器具等や吸殻の処理などの火気管理を行い、日常使用する視点から出火防止業務を行う必要がある。
 - イ 条例第 23 条が該当する事業所は、別に禁止行為の解除承認申請が必要となる。
 - ウ 喫煙所には適当な数の吸殻容器と喫煙所である旨の標識を設置しなければならない。
 - エ 火気設備・器具等の使用禁止場所を具体的に指定する。
 - オ 危険物の貯蔵又は取扱場所を指定するとともに、危険物の貯蔵や取扱いの量により消防機関に必要な届出を行う。
 - カ 工事等を行う際は出火防止のため、火気使用の禁止又は制限を行う。

(2) 臨時の火気使用等

- ア 防火・防災管理者は、臨時的な火気の使用及び催物の開催等、防火・防災管理上必要な事項を把握する必要があり、事案により消防機関に届出をするものもあるため、従業員等に対して必要な指示・確認を行い、火災予防の万全を期するように努める。
- イ 催物開催時の火災危険としては、臨時の火気使用や喫煙などによる出火危険が考えられる。催物開催時においては通常と異なるため、主催者側と十分に協議して対策を講じておく必要がある。

(3) 放火防止対策

- ア 地域特性や周辺の火災発生状況を踏まえた実態に応じた放火防止対策を講じ、火元責任者等を組織して出火防止業務を行う必要がある。
- イ 過去の火災事例からトイレ、倉庫、階段室など、人が通常出入りしない場所を特に重点とした対策を講じることが必要である。
- ウ 日常使用していない倉庫等の施錠管理の確認、合鍵を出入口付近に置かないように保管場所の検討をするなどの施錠管理を行う。
- エ 就業時間外等における敷地内及び建物内への侵入防止措置や監視、巡回を実施する。
- オ 時季的に放火が集中する用途の場合は、その時季に巡視等の強化を図るなど建物の使用形態に応じた対策の徹底について追加する。

(4) 避難経路の周知

- ア 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、従業員及び防火・防災管理業務に従事する者に周知することが必要である。
- イ 不特定多数を収容するものにあつては、廊下等の見やすい場所に避難経路図を掲出する。
- ウ 旅館、ホテル又は宿泊所には、条例第 52 条により宿泊室に避難経路図を掲出することが義務付けられている。
- エ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する(一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する)場合は、一時避難エリアや避難誘導用エレベーターを明記した避難経路図を掲示する。

(5) その他

- ア 条例第 55 条の 2 に基づき、防火戸や防火シャッターなどの防火設備は、火災が発生したときに延焼を防止し、又は避難上の安全若しくは有効な消火活動を確保するために管理しなければならない。そのため、防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲等を床面に明示し、避難の障害となる物を置かないようにすることが必要である。
- イ 条例第 54 条に基づき、事業所内の避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設は避難上有効に管理しなければならない。
- ウ 劇場等の客席は、条例第 48 条(屋内の客席の基準)、第 49 条(屋外の客席の基準)に定める基準により設置しなければならない。
- エ 条例第 50 条に基づき、キャバレー等及び飲食店の用途に供する客席の床面積が、150 m²以上の店舗の客席には、有効幅員 1.6m 以上の避難通路を設けなければならない(300 m²未満の飲食店は、1.2m 以上)。
- オ 一定規模以上の百貨店等の避難通路は、条例第 51 条により、避難に必要な主要避難通路を保有しなければならない。
- カ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する(避難誘導用エレベーターの活用を計画する)場合は、消防活動支援対策として、歩行困難者等の状況を事前に取りまとめて防災センターに保管し、自衛消防訓練等の機会を捉えて定期的に更新する。